

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 檜枝岐村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.7 %
全職員	83.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	118.0 %
21～25年	91.3 %
16～20年	— %
11～15年	93.6 %
6～10年	91.3 %
1～5年	93.1 %

【説明欄】

- 会計年度任用職員（パート）は、雇用期間や労働条件が多岐にわたり、集計が困難であるため集計対象外としています。
- （１）役職段階別及び勤続年数別中「—%」と記載しているものは、女性の職員がいなかったため集計ができなかった項目です。
- 「男女の給与の差異」が生じる主な要因としては、次のとおりです。
 - ・役職者に女性がいらないこと
 - ・女性職員は勤続年数が短い職員が多いこと
 - ・扶養手当を受給する職員が、女性よりも男性の方が多く、時間外勤務時間数が男性の方が長いことなどから、各種手当の受給額が高いこと

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。